

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が別表2の「決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで行った同表の「処分の内容」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）は、開示をしない理由の提示に不備があるため取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号（請求年月日）」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる内容の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表2の「公文書の名称」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和6年（2024年）3月14日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件各処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由（審査請求書 抜粋）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書 抜粋）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書 抜粋）

（省略）

第5 主張書面又は資料の提出

山口県情報公開・個人情報保護審査会条例第10条の規定に基づき、審査請求人から当審査会に対して以下のとおり主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）が提出された。

（省略）

第6 審査会の判断

1 本件各処分に係る理由の提示について

審査請求人は、本件各処分に係る部分開示決定通知書の「開示をしない部分」欄及び「開示をしない理由」欄において、単に開示をしない部分と条例の条番号が記載されるにとどまり、当該情報を開示することによって、具体的に法人等の利益がどのように害されるのか等について、明白かつ具体的な説明を付す必要があるにもかかわらず、これを欠いていることから、山口県行政手続条例（以下「手続条例」という。）第7条に定められた理由の提示に関する規定に違反しており、不当な処分である旨を主張しているため、この点に関し、以下のとおり検討する。

（1）条例第11条及び手続条例第7条について

ア 条例第11条

同条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」とされ、さらに同条第2項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（中略）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」とされている。

イ 手続条例第7条

同条第1項では、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。（以下略）」とされ、さらに同条第2項では、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」とされている。

（2）本件各処分について

本件各処分は、条例第11条第1項に基づき、公文書の一部を開示する部分開示決定であり、公文書の開示請求に対して、当該請求に係る公文書の一部を開示し、その余の部分を開示しない、すなわち申請の一部を拒否するものであることから、手続条例第7条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」にあたるため、部分開示決定通知書においては、具体的にどの部分が条例第7条各号に定めるいずれの不開示情報に該当するか、及び開示をしない具体的な理由を提示する必要がある。

開示をしない理由の提示については、実施機関の判断の慎重かつ公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、開示をしない理由を開示請求者に知らせることにより、不服申立て等に便宜を与える趣旨から設けられていると解され、通

知書に提示すべき理由としては、開示をしない部分について、条例第7条各号に定める不開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所平成4年（行ツ）48号同年12月10日第一小法廷判決参照）。

この点に関し、本件各処分に係る部分開示決定通知書においては、「開示をしない部分」欄に「法人名、住所、代表者名、担当者名、法人電話番号」と記載され、その理由として「開示をしない理由」欄に「条例第7条第3号の不開示情報に該当」と記載されているものの、適用される条例第7条の不開示情報について号数を示すにとどまり、当該部分を開示することにより法人等に具体的にいかなる不利益が生じるのかなど、同号に該当するとする判断の具体的な理由についての記載が欠如していることが認められる。

したがって、単に条例第7条各号のいずれの不開示情報に該当するかを示すだけでは足りず、該当する具体的な理由を明らかにすることが求められるところ、本件各処分における理由の提示については、その点において不十分であり、瑕疵ある処分といわざるを得ないため、取り消すべきである。

2 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第7 審査会の意見

最後に審査会として意見を付しておく。

本件各処分は、上記のとおり理由の提示に不備が認められるため、取り消されるべきものである。しかしながら、仮に実施機関が本件各処分を取り消した上で、処分理由を補充する形で、同一部分を不開示とする新たな処分を行った場合、当該新たな処分に関して審査請求人が改めて審査請求を提起する必要性が生じることとなり、審査請求人に対していたずらに手間及び時間的な負担を強いる結果となり、このような事態は、行政不服審査制度の趣旨である紛争の簡易かつ迅速な解決という目的に反するものであり、これを回避する必要があると解される。

したがって、審査会においてインカメラ審理を実施し、本件各公文書を直接見分した上で、本件各処分において実施機関が不開示とした部分について、部分開示決定通知書の「開示をしない理由」欄に記載された根拠規定である条例第7条第3号の該当性及びその他の審査請求人が主張する事項を併せて以下のとおり検討するものとする。

1 本件各公文書について

本件各公文書は、実施機関において、工事入札における予定価格の積算にあたり、標準単価（公的な基準価格や定価）が存在しない資機材や工事内容等について、適正な歩掛や価格等を調査するために、業者に見積の依頼をした際の依頼文等の関係文書

や業者から提出された見積書（以下「見積書等」という。）であるため、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の本号イ又はロに掲げる情報に該当する場合は、不開示とすることを定めている。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

これは、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

なお、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしている。

また、本号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、例外的に開示するものと定めている。

3 条例第7条第3号の該当性について

審査会がインカメラ審理により本件各公文書を実際に見分したところ、実施機関が見積依頼をした業者（以下「見積業者」という。）に関する「法人名、法人所在地、法人代表者名、法人担当者名、法人電話番号」について、本号に該当するとして不開示とされている。

この点に関し、審査請求人は「法人担当者名」を不開示とすることについて異議はない旨を主張していることから、これを除く上記の不開示とされた情報の本号の該当性を以下のとおり検討する。なお、審査請求人は「法人その他の団体の印影」「代表者の印影」を不開示とすることについても異議がない旨を主張しているが、不開示とされた情報は上記のとおりであり、これらの情報は含まれていなかった。

まず見積業者が提出した見積書等に記載された見積単価について検討するに、当該単価は見積業者の独自の営業上のノウハウや調達能力等を基礎として作成されたものであるといえ、本件各処分においては当該単価が既に開示されていることを踏まえると、「法人名、法人所在地、法人代表者名、法人電話番号」を合わせて開示した場合、当該単価を作成した見積業者の特定が可能となり、そのことによって当該見積業者が競合者との市場競争や顧客との価格交渉等において不利益を被るおそれあるものと認められる。

したがって、本件各処分において不開示とされた情報は、本号イに定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと判断される。

4 その他の審査請求人の主張について

(1) 見積条件と提出された見積書の扱いについて

審査請求人は、本件各処分において開示された公文書の写しのうち、実施機関から見積業者に対する見積りの依頼書を確認したところ、「契約後、開示請求があった場合は、個人情報等に関する情報以外を開示する」等の見積条件が記載されていることを指摘し、個人に関する情報以外を開示するとしながら本件各処分では不開示とされたことについて、見積業者の情報開示に関する意向を無視した不当な処分である旨の主張を述べていると解される。

この点について、見積条件において、「個人情報等に関する情報以外を開示する」旨が記載されていることは、実施機関に提出された見積書が条例に基づく開示請求の対象となり開示される場合があることを示したに過ぎないものと解されるが、かかる記載があったとしても、それをもって見積業者に関する情報を開示する義務が生じるものではなく、また本件各処分で不開示とされた情報についての検討は上記3のとおりであるが、開示することにより見積業者の特定が可能となり、またそのことによって当該見積業者が競合者との市場競争や顧客との価格交渉において不利益を被るおそれのある情報を開示する理由にはならない。

(2) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

審査請求人は、見積業者によって提出された見積書が見積業者の未公表の著作物である旨を主張し、著作権法第18条第3項の規定に基づき、著作者である見積業者が当該見積書について開示に同意しない旨の意思表示を行っていない場合には、条例に基づく開示に同意したものとみなされると解されるところ、本件各処分において実施機関が交付した見積書の写しを確認した結果、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらなかったことから、見積業者が開示に同意したものとみなされるべきであり、よって実施機関は開示しない処分を行う場合には、見積業者に対して開示に同意しない旨の意思表示があるか否かを確認する必要があることから、条例第15条に定められた手続きを経ずに行った本件各処分は不当であるとする旨の主張を述べていると解される。

この点について検討するに、本件事案において提出された見積書が著作権法上の著作物に該当するか否かはさておき、仮に著作物に該当する場合で、著作権法第18条

第3項の規定に基づき、見積書の提出時に条例による開示に同意しない旨の意思表示がされていない場合は、条例の規定に基づき見積書を開示することに同意したとみなされたとの審査請求人の主張は是認し得る。しかしながら、同項の規定は、かかる場合において見積書を条例に基づき開示することが著作者の公表権を侵害しない旨を定めるものであるに過ぎず、著作権法上で開示の同意があるとみなされることをもって情報公開制度上において開示が義務付けられるものと解することはできない。公文書の開示・不開示の最終的な判断については、条例の定めに従い実施機関において判断すべきものである。

さらに、審査請求人が主張する条例第15条の規定について検討するに、同条は開示請求対象の公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、実施機関が開示決定等を行うに際して適格な判断をするために、関係する第三者から意見を聴取することを定めるものである。そして、同条第1項の規定は意見聴取を行うか否かを実施機関の判断に委ねる任意的意見聴取の規定であるのに対し、同条第2項は、第三者の情報を、人の生命、健康等を保護するといった公益上の理由等により開示する場合において関係する第三者からの意見聴取を必須とする必要的意見聴取の規定であるが、同条第1項の任意的意見聴取を行うか否かについては、実施機関の裁量であることは既に述べたとおりであり、また本件各公文書に記録された情報について検討する限りでは同条第2項に定める必要的意見聴取の要件には該当しないことが認められ、いずれにせよ不開示とすることについて、見積業者から意見を聴取することが殊更に必要であるとは認められない。

以上の点を踏まえると、実施機関が条例第15条に基づく手続きを経ることなく本件各処分を行ったことが不当であるとまではいえない。

5 その他

審査会がインカメラ審理を実施し、本件各公文書を見分した際、実施機関が審査請求人に対して実際に開示した公文書の写し（不開示情報を秘匿した状態のもの）を併せて確認したところ、部分開示の実施手法として、不開示部分を黒く塗りつぶす等のマスキング処理を行う方法ではなく、当該不開示部分に記録されていた情報を削除した上で、これを「A」「B」又は「A社」「B社」等と表記を改変する形で開示している状況が確認された。

このような開示方法は、開示対象となった公文書に記録された情報について恣意的な改変を招くおそれがあるものであり、不適切な対応であると解されることから、実施機関に対し、かかる開示の実施の対応を是正することを強く求めるものである。

第8 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1 (開示請求の内容)

開示請求番号 (請求年月日)	請求内容
請 求 1 (令和6年1月9日付け) ※土木建築部長門土木建築事務所 受付	別紙に記載した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された以下の書類を各一式 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類） 但し、当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。あわせて、いわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料も除く。 ※別紙として、対象工事一覧を添付
請 求 2 (令和6年1月9日付け) ※土木建築部萩土木建築事務所 受付	同 上

別表 2 (別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容)

開示請求番号	公文書の名称	処分の内容	決定通知書の日付及び文書番号
請求 1	以下の工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算出するために使用された以下の書類を各一式 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類） 但し、当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。あわせて、いわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料も除く。 ・令和 4 年度主要県道美祢油谷線単独道路改良（県道）工事第 1 6 工区 ・令和 5 年度大河内川ダム深川川総合開発事業県道付替工事第 1 6 工区 ・令和 5 年度令和 5 年災補災河第 8 2 5 号三隅川河川災害復旧工事第 1 工区 ・令和 5 年度令和 5 年災補災河第 8 2 7 号久富川河川災害復旧工事第 1 工区 ・令和 5 年度小河内中川防犯・通常砂防工事第 1 工区	部分開示決定	令和6年1月23日 令5長土第635号
請求 2	別紙に記載した工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算出するために使用された以下の書類を各一式 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類） 但し、当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。あわせて、いわゆる資機材価格の特別調査の依頼書と報告資料も除く。 ・令和 5 年度 5 年災補災道第 6 8 6 号一般県道弥富小川線道路災害復旧工事第 1 工区	同 上	令和6年1月16日 令5萩土第40-10号

※上表の「公文書の名称」欄に掲げる内容は、本件各処分の部分開示決定通知書の「公文書の名称」欄に記載されている内容

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年 4月19日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 8月 7日	審査請求人から主張書面等の提出を受けた。
令和6年 8月13日	審査請求人から提出された主張書面等のうち、「意見書（証拠書類を含む）」の写しを実施機関に送付した。
令和6年 11月 6日	審査請求人から主張書面等の提出を受けた。
令和6年 11月 8日	審査請求人から提出された主張書面等のうち、「追加の意見書（証拠書類を含む）」の写しを実施機関に送付した。
令和6年 11月15日	審査請求人から主張書面等の提出を受けた。
令和6年 11月20日	審査請求人から提出された主張書面等の写しを実施機関に送付した。
令和7年 2月27日	事案の審議を行った。
令和7年 7月29日	事案の審議を行った。
令和7年 10月 7日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和7年10月7日現在)